

豊郷町保育所入所基準点表

保護者の状況						
区分	細目			基準 点数		
家庭外労働	週5日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合			10		
	週3日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合			9		
	週5日以上で1日6時間未満の就労を常態とする場合			8		
	週3日以上で1日6時間未満の就労を常態とする場合			7		
	その他、上記以外の勤務態様から保育に欠ける場合			6		
家庭内労働	自営	中心者	週5日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合	10		
			週3日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合	9		
			週5日以上で1日6時間未満の就労を常態とする場合	8		
			週3日以上で1日6時間未満の就労を常態とする場合	7		
		協力者	週5日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合	9		
			週3日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合	8		
			週5日以上で1日6時間未満の就労を常態とする場合	7		
	内職	週5日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合		8		
	その他	上記以外の勤務態様から保育に欠ける場合		6		
不存在	死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁・別居(DV被害者および離婚を前提としたものに限る。)			10		
妊娠・出産	継続児童	産前2か月から、産後6か月まで		8		
	新規児童	産前1か月から、産後2か月まで		6		
疾病等	疾病・傷病	宅内療養	入院(おおむね1か月以上とし、入院予定を含む。)		10	
			精神性	常時病床に就いている場合		10
				精神障害者保健福祉手帳3級以上		10
			一般療養	上記以外の程度		8
				安静を要する場合		9
				週3日程度の通院を要する場合		7
			上記以外の場合		6	
	心身障がい者	身体障害者手帳1・2級		10		
		精神障害者保健福祉手帳3級以上		10		
		身体障害者手帳3・4級		9		
		上記以外の場合		8		
	看護・介護	施設等付添い	常時付添看(介)護に当たっている場合		10	
			入院または週3回以上の通院等の付添い		9	
上記以外の場合			7			
自宅介護		重度障がい児等の全介護		10		
		常時観察と介護(食事・排せつ・入浴介護)を必要とする場合(全介護を除く。)		9		
		上記以外の場合		7		

災害	災害による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合	10
特例	求職活動をしている場合	5
	就学または職業訓練を受けている場合	7
調整点数	ひとり親家庭	4
	障がい児保育の必要がある場合または在宅障がい者（児）がいる世帯	3
	生活保護世帯	3
	産前産後休業、育児休業取得により一時退所し、保護者の育児休業明けに再入所申込の場合	3
	兄弟姉妹(卒園児を除く。)が既に入所している保育所への入所を希望する場合	2
	兄弟姉妹(双子等を含む。)が同時に入所を希望する場合	1
	広域利用または認可外保育所から引き続き入所を希望する場合	2
	健康で不就労の同居親族(65歳未満)がいる場合	-1
	3か月以上、町税または保育料等の滞納がある場合	-10

備考

- ・保護者の状況に応じて基準点数を決定し、次に家庭の状況に応じ調整点数を決定する。
- ・決定した保護者の基準点数と調整点数を合算したものを、当該児童の選考点数とする。
(父の基準点＋母の基準点＋調整点数＝選考点数)

また、同一点数の場合は、以下の項目等を勘案し、優先度を判断します。

- ・町税および保育料等の滞納がないこと。
- ・他に児童を保育できる親族等の有無（居住地は問わない。）
- ・認可保育所等※1に保育士等※2として勤務していること。
(※1 認可保育所等とは、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園をいう。)
(※2 保育士等とは、保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有する者をいう。)
- ・就労時間および日数等の状況
- ・きょうだいの就園